

岬町建設工事等指名停止要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岬町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事）及び測量・建設コンサルタントに関する業務並びに物品・役務提供等をいう。（以下「工事等」という。）の適正な履行を確保するため、工事等の入札参加資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等の措置について必要な事項を定める。

(指名停止の措置)

第2条 町長は、有資格業者（有資格業者が個人である場合は本人、法人の場合は代表取締役その他の役員及び契約締結権限を有する者を含む。以下同じ。）又はその使用人が、別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、岬町指名審査要綱第5条に規定する岬町指名審査委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

なお、大阪府において指名停止処分を受けて公表された町内業者（商業登記簿に記載された本社又は本店所在地が岬町の区域内ある法人及び岬町の住民基本台帳又は外国人登録原票に記載又は登録されている個人をいう。）及び準町内業者（商業登記簿に支店登録された所在地が岬町の区域内にあり、本社又は本店より委任されている法人）以外の有資格者（現在指名又は指名予定の有資格者を除く。）については、岬町建設工事等指名停止要綱に基づき処分されたものとみなす。この場合、緊急を要するものを除いて直近の委員会において処分内容を報告する。

- 2 町が有資格業者又はその使用人を別表各号に掲げる事項に該当する行為があるものとして捜査機関に告発したときは、町長は、捜査機関が当該告発に基づいて有資格者又はその使用人を逮捕、書類送検若しくは起訴し、又は不起訴処分にするまでの間、委員会の議を経て、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。
- 3 町以外の公共機関が有資格者又はその使用人を別表各号に掲げる事項に該当する行為があるものとして捜査機関に告発（公正取引委員会が行う私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反の告発を除く。）したときは、町長は、捜査機関が当該告発に基づいて有資格者又は使用人を逮捕、書類送検若しくは起訴し、又は不起訴処分にするまでの間、委員会の議を経て、当該有資格者について指名停止を行うことができる。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 町長は、前条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、委員会の議を経て、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 2 町長は、前条の規定により有資格業者である共同企業体について指名停止を行うときは、

当該共同企業体の入札参加資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、委員会の議を経て、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 3 町長は、前条又は第1項の規定により指名停止を行った有資格業者を構成員に含む共同企業体について、委員会の議を経て、当該有資格者と同一期間の指名停止を行うものとする。

（指名の停止等）

第4条 町長は、工事等の契約のため、指名を行うに際し、前2条の規定により指名停止の措置を受けている有資格業者を指名しないものとする。

- 2 町長は、前2条の規定により指名停止の措置を受けている有資格業者（以下「指名停止業者」という。）を指名しているときは、指名を取り消すものとする。この場合においては、指名取消通知書（様式第1号）により通知するものとする。

（指名停止の変更）

第5条 町長は、指名停止業者に情状酌量すべき特別の事情があるときは、委員会の議を経て、指名停止期間を変更することができる。

（指名停止期間の特例）

第6条 有資格業者又はその使用人が、別表に掲げる措置要件の二以上に該当するときは、当該要件に定める期間の合計をもって期間とする。ただし、その期間の計は、2年を超えないものとする。

- 2 指名停止業者が新たに別表に掲げる措置要件の一に該当するときは、当該指名停止期間を既に措置されている停止期間に加算する。ただし、その期間の計は、2年を超えないものとする。

（指名停止の解除）

第7条 町長は、指名停止業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、委員会の議を経て、当該指名停止業者に係る指名停止を解除するものとする。

（指名停止の継承）

第8条 合併等により指名停止業者から営業を実質的に継承したと認められる入札参加資格者は、当該指名停止業者の指名停止措置を引継ぐものとする。

（指名停止の通知）

第9条 町長は、第2条又は第3条の規定により指名停止を行い、第5条の規定により指名停止の期間を変更し、又は第6条第2項の規定により指名停止の期間を加算し、並びに第7条の規定により指名停止を解除したときは、有資格業者又は指名停止業者に対し遅滞なく通知するものとする。この場合においては、指名停止通知書（様式第2号）、指名停止期間変更通知書（様式第3号）、指名停止期間加算通知書（様式第4号）、指名停止措置解除通知書（様式第5号）によりそれぞれ通知するものとする。

(契約の相手方の制限)

第10条 町長は、指名停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の応急工事、特殊技術を要する工事その他特にやむを得ない事由があるときは、委員会の議を経て、指名停止業者と随意契約を締結することができる。

(下請け等の禁止)

第11条 町長は、指名停止業者が町の契約に係る工事等を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

(指名回避)

第12条 町長は、有資格業者又はその使用人が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するおそれがあると認めるときは、委員会の議を経て、その事実の確認の日まで、当該有資格業者に対する指名を回避することができる。なお、当該有資格業者の指名停止期間は、回避を決定した日から起算する。また、指名回避を行ったときは、当該有資格業者に対し、さきに行った入札の指名を取り消しできるものとする。この場合においては、指名回避通知書(様式第6号)により通知するものとする。

2 町長は、有資格業者が不渡手形を発行するなど経営不振に陥った場合は、再建されたと認められるときまで委員会の議を経て、指名を回避できるものとする。

3 町長は、暴力団及び反社会的団体等の事務所に、営業所(本、支店、事務所)が所在しているなど暴力組織に関与していると認められる場合は、委員会の議を経て、指名を停止することができる。

(事案の確認)

第13条 指名停止要件に該当する事案の確認は、原則として公共的機関の情報又は主要報道機関によるほか、必要に応じ事情聴取又は現場視察を行うものとする。

(情報の公表)

第14条 町長は、必要に応じて指名停止に関する情報を公表できるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前における指名停止措置は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前における指名停止措置は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月3日から施行する。
- 2 この要綱の施行前における指名停止措置は、なお従前の例による。

別表

措置要件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>第1 岬町が発注する工事等の契約に関して、次の(1)～(3)の書類に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格審査申請書及びその添付書類</p> <p>(2) 競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類</p> <p>(3) 建設業法第24条の7第1項の規定により同項に規定する施工体制台帳その他契約担当者が求める提出書類</p> <p>(入札等)</p>	<p>当該認定をした日から 6月</p>
<p>第2 有資格業者又は使用人が、本町発注工事等の入札等の事務の執行に当たり、次の(1)から(4)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げた場合。</p> <p>(2) 入札心得に違反し、町発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められる場合。</p> <p>(3) 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき及び落札者の責により契約を締結するに至らなかった場合。</p> <p>(4) 指名されたにもかかわらず、正当な理由（辞退届の提出がない場合を含む。）なく入札に参加しなかった場合。</p> <p>(契約不履行等)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1) 1年</p> <p>(2) 1月から1年</p> <p>(3) 6月</p> <p>(4) 2月</p>
<p>第3 有資格業者が、本町発注工事等の契約の履行に当たり、次の(1)から(3)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 契約の履行遅滞による損害金の請求がなされた場合。</p> <p>(2) 有資格業者の責により契約の解除がなされた場合。</p> <p>(3) 工事等の履行成績が不良と指摘されたとき。</p> <p>(他の業者の妨害)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1) 3月</p> <p>(2) 1年</p> <p>(3) 2月</p>
<p>第4 有資格業者又は使用人が、本町発注工事等に関して、入札参加希望者が資格審査に応募すること、落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p> <p>(監督、検査及び点検等の妨害)</p>	<p>当該認定をした日から 1年から2年</p>
<p>第5 有資格業者又は使用人が、本町発注工事等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234号の2に規定する監督若しくは検査の実施、若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）第13条に規定する点検の実施（施工体制台帳が提出されない場合を含む。）、又はその他契約に関する業務の執行に当たり、威圧その他の</p>	<p>当該認定をした日から 1年から2年</p>

<p>行為により公正かつ円滑な業務の執行を妨げたとき。 (安全管理措置)</p>	
<p>第6 有資格業者が本町発注工事等の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、次の(1)から(2)のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 公衆に次の被害又は損害を与えた場合。</p> <p>イ 負傷者の発生又は建物等の損傷</p> <p>ロ 死亡者の発生</p> <p>(2) 工事関係者及び業務関係者に次の被害を与えた場合。</p> <p>イ 負傷者の発生</p> <p>ロ 死亡者の発生</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1)</p> <p>イ 3月</p> <p>ロ 6月</p> <p>(2)</p> <p>イ 1月</p> <p>ロ 2月</p>
<p>第6の2 有資格業者が大阪府内における一般工事の契約の履行に当たり安全管理措置不適切であったため、重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき。 (談合等)</p>	<p>1月から3月</p>
<p>第7 有資格業者又は使用人が、次の(1)～(2)のいずれかに該当する入札に関し、偽計入札(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項)又は談合(同法同条第2項)の容疑により逮捕され、書類送検され又は起訴されたとき等。</p> <p>(1)本町発注のもの</p> <p>(2)本町以外の公共機関発注のもの</p> <p>イ 大阪府内の公共機関</p> <p>ロ 大阪府外の公共機関</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1)2年</p> <p>(2)</p> <p>イ 1年</p> <p>ロ 6月</p>
<p>第8 有資格業者又は使用人が、次の(1)～(3)のいずれかに該当する業務に関し、独占禁止法に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令及び告発を受け又は逮捕若しくは書類送検されたとき。</p> <p>ただし、独占禁止法に違反するすべての行為が平成18年1月3日以前に行われていた場合は、それぞれ1/2を乗じた期間とする。</p> <p>(1)本町発注工事等の入札に関するもの</p> <p>(2)本町以外の公共機関発注の工事等の入札に関するもの</p> <p>イ 大阪府内の公共機関</p> <p>ロ 大阪府外の公共機関</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、独占禁止法に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>(贈賄行為)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1)2年</p> <p>(2)</p> <p>イ 1月</p> <p>ロ 6月</p> <p>(3)6月</p>
<p>第9 有資格業者又は使用人が、次の(1)又は(2)の者に対して行った贈賄(刑法第198条)の容疑により逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。</p> <p>(1)本町の職員</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1)2年</p>

<p>(2)本町以外の公共機関の職員 イ 大阪府内の公共機関 ロ 大阪府外の公共機関 (暴力行為等)</p>	<p>(2) イ 1年 ロ 6月</p>
<p>第10 有資格業者又は使用人が、その業務に関し次の(1)から(2)のいずれかに該当する行為により逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。 (1)本町職員に関する暴力行為等 (2)本町職員以外に対する暴力行為等 イ 大阪府内で行われたもの ロ 大阪府外で行われたもの (建設業法違反)</p>	<p>当該認定をした日から (1)2年 (2) イ 1年 ロ 6月</p>
<p>第11 前各号に掲げる場合のほか、有資格業者又は使用人が、次の(1)～(3)のいずれかに該当したとき。 (1)建設業法に違反し、逮捕、書類送検又は起訴された場合 (2)建設業法に違反し、同法第28条又は第29条に規定する処分を受けた場合 (3)適正化法第13条に違反した場合。 (その他の法令等違反)</p>	<p>当該認定をした日から (1)1年 (2)2月から1年 (3)2月から6月</p>
<p>第12 前各号に掲げる場合のほか、有資格業者が、次の(1)～(3)のいずれかに該当し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1)各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表された場合。 (2)各種法令に違反し、禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により、逮捕され、書類送検され又は起訴された場合。 (3)本町発注工事等の契約の履行に当たり、岬町建設工事元請・下請関係適正化指導要綱の規定に違反し、指導に従わなかった場合。 (経営不振)</p>	<p>当該認定をした日から (1)1月から3月 (2)1月～1年 (3)1月から3月</p>
<p>第13 有資格業者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、本町発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 経営が改善されたと委員会の議により認められるまで</p>

様式第 1 号

番号
年月日

商号又は名称
代表者氏名

町長名

指名取消通知書

さきに通知した
ます。

にかかる指名は、下記の理由により取り消したので通知し

記

以上

(教示)

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法第 4 条の規定により、岬町長に対し、異議申立をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内にしなければなりません。

様式第 2 号

番号
年月日

商号又は名称
代表者氏名

町長名

指名停止通知書

岬町においては、下記のとおり指名を停止することに決定したので、通知します。

記

1. 指名停止期間 年 月 日から 年 月 日まで (ケ 間)
2. 指名停止理由

以上

(教示)

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法第 4 条の規定により、岬町長に対し、異議申立をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内にしなければなりません。

様式第 3 号

番号
年月日

商号又は名称

代表者氏名

町長名

指名停止期間変更通知書

岬町においては、下記のとおり指名停止の期間を変更することに決定したので、通知します。

記

1. 変更する指名停止期間 既指名停止期間
年 月 日から 年 月 日まで を
変更後指名停止期間
年 月 日から 年 月 日まで に改める。

2. 変更理由

以上

(教示)

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法第 4 条の規定により、岬町長に対し、異議申立をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内にしなければなりません。

様式第 4 号

番号
年月日

商号又は名称

代表者氏名

町長名

指名停止期間加算通知書

岬町においては、下記のとおり指名停止の期間を加算することに決定したので、通知します。

記

1. 加算する指名停止期間 既指名停止期間
年 月 日から 年 月 日まで を
加算後指名停止期間
年 月 日から 年 月 日まで に改める。

2. 加算理由

以上

(教示)

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法第 4 条の規定により、岬町長に対し、異議申立をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内にしなければなりません。

様式第 5 号

番号
年月日

商号又は名称

代表者氏名

町長名

指名停止措置解除通知書

岬町においては、下記のとおり指名停止の措置を解除することに決定したので、通知します。

記

1. 解除する指名停止期間 年 月 日から 年 月 日まで
2. 解除理由

以上

(教示)

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法第 4 条の規定により、岬町長に対し、異議申立をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内にしなければなりません。

様式第 6 号

番号
年月日

商号又は名称

代表者氏名

町長名

指名回避通知書

標記について、下記のとおり指名を回避することに決定したので、通知します。

記

1. 指名回避期間 通知日から下記の事実の確認の日まで
2. 指名回避理由

以上

(教示)

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法第 4 条の規定により、岬町長に対し、異議申立をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内にしなければなりません